

青森県報

第六百二十八号

令和五年
六月二十六日
(月曜日)

目次

告示

○自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……

収用委員会

○公示による通知……………(監理課) ……

告示

青森県告示第四百十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和五年六月二十六日

青森県知事 三村 申吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間

令和五年七月一日から同年九月五日まで

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳にあつては、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者)

収用委員会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第

試験期日	開始時刻	試験場	
		位置	名称
令和五年九月八日(月)から同日二十日(水)まで		任意の場所	自宅及び各地域事務所
令和五年九月十二日(金)から同日二十三日(土)まで		八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地
令和五年九月十六日(火)		むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地
令和五年九月二十五日(月)から同日二十八日(木)まで	受付後に通知	弘前市大字原ヶ平七字山中一八の一	陸上自衛隊弘前駐屯地
令和五年九月十七日(水)		三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地
令和五年九月十九日(金)から同年十月一日(日)まで		青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地

六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和五年六月二十六日

青森県取用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

最後の住所 青森県八戸市大字尻内町字田端山十三番地七 (七) 田端 キヨ

相続人

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、令和五年七月十一日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭